

【契約書別紙】

訪問介護 利用料金

訪問介護費		平成30年8月1日改定				
算定項目	単位	介護報酬額	利用者負担割合			
			1割負担	2割負担	3割負担	
1回あたりの基本料金	身体介護	20分未満	1,823 円	183 円	365 円	547 円
		20分以上30分未満	2,740 円	274 円	548 円	822 円
		30分以上1時間未満	4,353 円	436 円	871 円	1,306 円
		1時間以上1時間30分未満	6,353 円	636 円	1,271 円	1,906 円
		1時間30分以上30分毎	917 円	92 円	184 円	276 円
生活援助		20分以上45分未満	2,000 円	200 円	400 円	600 円
		45分以上	2,464 円	247 円	493 円	740 円
		身体介護に引き続いて行う場合、所要時間20分から起算して25分毎	729 円	73 円	146 円	219 円
通院等乗降介助	1回につき	1,082 円	109 円	217 円	325 円	
加算・減算料金	緊急訪問加算	1回につき	1,105 円	111 円	221 円	332 円
	初回加算	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	1,105 円	111 円	221 円	332 円
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
	2人派遣加算	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	早朝・夜間加算	1回につき	該当する金額の25%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	同一敷地内等建物または同一建物の居住者20人以上にサービス提供する場合	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	同一敷地内等建物に居住する利用者50人以上にサービス提供する場合	1回につき	該当する金額の15%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	特定事業所加算(Ⅰ)	1回につき	該当する金額の20%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	特定事業所加算(Ⅱ)	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	特定事業所加算(Ⅲ)	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	特定事業所加算(Ⅳ)	1回につき	該当する金額の5%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の13.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

- ※ 早朝・夜間加算は、午前6時～午前8時、午後6時～午後10時に訪問介護を実施した場合に算定します。
- ※ 2人派遣加算は、やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問介護を実施した場合に算定します。
- ※ 上表の料金の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

別表3 (第3章第13条による)

介護予防・日常生活支援総合事業 (国基準相当訪問型サービス) 利用料金

介護予防訪問介護費		利用料金表				
平成30年8月1日改定						
保険給付内介護サービス利用料	算定項目		介護報酬額 (1月あたり)	利用者負担割合		
				1割負担	2割負担	3割負担
加算・減算料金	基本料金 (I) (週1回程度の訪問介護が必要な方)		12,265 円	1,227 円	2,453 円	3,680 円
	基本料金 (II) (週2回程度の訪問介護が必要な方)		24,508 円	2,451 円	4,902 円	7,353 円
	基本料金 (III) (週2回以上の訪問介護が必要な方)		38,884 円	3,889 円	7,777 円	11,666 円
	初回加算	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
	生活機能向上連携加算 (I)	1月につき	1,105 円	111 円	221 円	332 円
	生活機能向上連携加算 (II)	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
	同一敷地内等建物または同一建物の居住者20人以上にサービス提供する場合	1回につき	該当する金額の-10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	同一敷地内等建物に居住する利用者50人以上にサービス提供する場合	1回につき	該当する金額の-15%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算 (I)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の13.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算 (II)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※「負担割合証」に記載されている負担割合となります。

別表4 (第3章第13条による)

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業 (国基準相当訪問型サービス) 共通利用料金

平成24年4月1日改定

サービス保険給付用外料	項目	条件	利用料金
	交通費	通常の実施地域内への訪問・同行	無料
		通常の実施地域外への訪問・同行	実費
	介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用		介護報酬額全額

キャンセル料	ご利用前日の相談窓口受付時間中にご連絡を頂いた場合	無料
	ご利用前日の相談窓口受付時間中にご連絡が無かった場合	500 円

ご利用者のお住まい等で、サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご利用者の負担となります。